**平成２９年（フ）第２５号**
佐賀県唐津市半田3237番地
債務者　脇山　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２９年（フ）第３３１号**
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―112号　榎木荘
債務者　小石　親子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３６号**
山口県下関市中央町８番23―706号　市営中央改良住宅２、前住所山口県下関市長府紺屋町２番10―1023号
債務者　増田　陽亮（旧姓柏谷）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
　　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２９年（フ）第１１０号**
熊本市北区四方寄町594番地３　米原コーポ301
債務者　河**原**　房子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１号**
熊本県八代市麦島西町４号10番地２（302）
債務者　東　あかね
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
　　熊本地方裁判所八代支部

**平成２９年（フ）第２５号**
山口県光市岩狩３丁目５番８－１号
債務者　片山　文枝（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
　　山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第５０号**
青森県むつ市大畑町釣屋浜４番地３
債務者　野中美穂子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１３８号**
神奈川県平塚市横内3907―38―302　須藤るり子方、住民票上の住所神奈川県平塚市横内4029番地の１　堀合コーポ　Ｃ―16号
債務者　山上　　正
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第１５０号**
神奈川県厚木市三田南３丁目７番12号　コーポ清風101、前住所神奈川県厚木市三田439番地10
債務者　渡部かつ子（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第４１号**
青森県むつ市川守町９番20号　市営住宅　川守町団地１－４号
債務者　平塚　照子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４８号**
青森市矢作３丁目７番８号　辻村荘５号
債務者　高畑真奈美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７２４号**
神奈川県南足柄市狩野28番地１　レオパレスいかだば28―202号室、前住所埼玉県三郷市谷口251番地２　103号
債務者　勝野　那宏
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３１５号**
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅３棟402号
債務者　窪田　千絵
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３２１号**
愛知県北名古屋市鹿田184番地２　コーポ大門103
債務者　岩佐　正美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４５６号**
名古屋市西区花の木２丁目20番７号　エーデルハイム花染403号
債務者　藤井　秀稔（旧姓宿利）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１１４号**
熊本市東区小山２丁目14番47―202号、住民票上の住所熊本市東区若葉４丁目19番15号
債務者　川**崎**　未来
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係